

別添 3

植物特許の出願データシート

(a) 出願データシート

出願データシートとは、書類であって、35 U.S.C. 第 111 条(b)に基づく仮出願、35 U.S.C. 第 111 条(a)に基づく一般出願又は 35 U.S.C. 第 371 条に基づく国内段階出願に関して提出することができるものであり、また、それは、35 U.S.C. 第 119 条、第 120 条、第 121 条又は第 365 条に基づいて、先にされた出願についての優先権又は利益を主張するために § 1.55 又は § 1.78 によって要求されるときは、提出しなければならない。出願データシートは、「出願データシート」の標題が付されていなければならない。出願データシートは、(c) (2)の規定 に従う場合を除き、(b)に記載されている項目見出しの全てを、その項目に対応する全ての情報を付して、含んでいなければならない。出願データシートが提出される場合は、出願データシートはその提出に係る出願書類の一部である。

(b) 書誌的データ

(a)において使用されている書誌的データは下記事項を含む。

(1) 発明者情報 (出願人情報)

この情報は発明者又は個々の共同発明者の正式名称、居所及び郵便宛先を含む。

(2) 通信宛先 (通信情報)

この情報は、通信の仕向け先とする通信宛先を含み、その宛先は顧客番号との関連において 表示することができる (§ 1.33(a) 参照)。

(3) 出願情報

この情報は、下記事項を含む。発明の名称、図面用紙の合計枚数、(非仮出願に関する) 公告用として提案する図、出願に割り当てられた書類番号、出願の種類 (例えば、通常、植物、意匠、再発行、仮出願)、その出願が § 5.2 による秘密保持命令の下にある出願の主題の重要部分を開示しているか否かということ (§ 5.2(c) 参照)、及び植物出願に関しては、クレームされている植物の属及び種のラテン語名並びにその品種名。

(4) 代表者情報 (代理人情報)

この情報は、その出願に関する委任を有する個々の有資格実務家の登録番号を含む(顧客番号を引用する方法を使用することが望ましい)。出願データシートにおけるこの情報の提供は、出願に関する委任を構成しない (§ 1.32 参照)。

(5) 国内利益情報 (国内優先権情報)

この情報は、出願番号、出願日、(可能な場合は、特許番号を含む) 地位及び 35 U.S.C. 第 119 条(e)、第 120 条、第 121 条又は第 365 条(c)に基づく利益主張の対象とする個々の出願についての関係を含む。出願データシートによるこの情報の提供は、35 U.S.C. 第 119 条(e)又は 第 120 条及び § 1.78 によって要求される明示の言及を構成する。

(6) 外国優先権情報

この情報は、優先権主張の対象とする個々の外国出願の出願番号、出願国、出願日を含む。出願データシートによるこの情報の提供は 35 U.S.C. 第 119 条 (b) 及び § 1.55 によって要求される優先権主張を構成する。

(7) 出願人情報 (譲渡人情報)

この情報は、§ 1.43 又は § 1.46 に基づく出願人である法定代理人、譲受人、発明者が譲渡義務を負っている相手方又はそれ以外にその事件に関して十分な財産的権利を証明する者についての(自然人又は法人の)名称及びその宛先を含む。出願データシートによる譲渡情報の提出は、特許商標庁に譲渡を記録させるための本章第 3 部の要件についての遵守を構成しない。

(c) 出願データシートの訂正又は改訂

(1) 先に提出した出願データシート、§ 1.63、§ 1.64 又は § 1.67 の規定による発明者の宣誓書又は宣言書又はそれ以外の形での記録にある情報は、発行手数料を納付するときまでは、訂正又は改訂した情報を提供する新たな出願データシートによって訂正又は改訂することができるが、発明者適格の変更は § 1.48 を遵守しなければならない、外国優先権及び国内利益情報の変更は § 1.55 及び § 1.78 を遵守しなければならない、また通信宛先の変更は § 1.33(a) の適用を受ける。

(2) 訂正又は改訂した情報を提供する出願データシートは、(b)に列記した項目の全て又は変更又は改訂した情報を包含する項目のみを含むことができる。出願データシートは、出願データシートに含まれている個々の項目に関して(b)に列記した項目見出しを含んでいなければならない、また、変更しようとする情報を、挿入については下線を付して、除去する文言については、取り消し線又は括弧を付して確認しなければならない。ただし、35 U.S.C. 第 371 条に基づく最初の提出書類に含まれる出願データシートに関しては、変更する情報の特定は要求されない。

(d) 出願データシートと他の書類との間での不一致

本項に基づく出願データシート及び他の書類の双方によって提供される情報の間での不一致に関しては

(1) 出願データシート、通信宛先の指定において、又は発明者の宣誓書又は宣言書によって提供される情報の間での不一致に関しては、下記の場合を除き、最新に提出された書類を適用する。

(i) 外国優先権 (§ 1.55) 又は国内利益 (§ 1.78) の主張に関しては最新の出願データシートを適用し、また

(ii) 発明者適格の指名には § 1.41 を、発明者適格又は発明者名称の変更については § 1.48 を適用する。

(2) 一致していない情報が通信宛先の指定又は発明者の宣誓書もしくは宣言書によって同時に提供された場合は、出願データシートの情報を適用する。

(3) 特許商標庁は書誌的情報を出願データシートから取得するものとする。特許商標庁は一般に発明者の宣誓書又は宣言書を、そこに含まれている書誌的情報

が出願データシートによって提出された書誌的信息と一致しているか否かを決定するために検査はしない。出願データシートに含まれている不正確な書誌的信息は(c) (1)の規定に従って訂正することができる。

(e) 署名要件

出願データシートには、§ 1.33(b)に従って署名しなければならない。無署名の出願データシートは単なる送付状として取り扱われる。